

令和6年度介護報酬の改定に伴う加算等の届出の取扱いについて
(令和6年4月1日適用分)

前橋市

令和6年度介護報酬の改定に伴う介護保険施設の介護給付費算定に係る体制等に関する届出の取扱いは、次のとおりですので、ご留意ください。

- 届出が必要な事業所
 - 令和6年4月1日から創設される加算（以下「新規の加算」という。）を算定する場合（既存の加算に変更がある場合も含む）
 - 現在算定中の加算を変更する場合
 - 規模区分（通所系サービス）に変更がある場合
- 届出書類（厚労省から発出がありましたら、追って市ホームページに掲載します）
 - 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月版）
- 添付書類
 - 新規の加算は、現時点では未定です。3月中旬以降、市ホームページに掲載する予定です。
 - 既存の加算は、各加算ごとに必要な書類を提出してください。
- 届出書の提出期限
 - 令和6年4月1日適用分の介護報酬算定に係る届出の提出期限は、令和6年4月8日まで猶予されます。**
 - 新規の加算だけでなく、既存の加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は除く）についても変更がある場合（新たに算定を開始する場合を含む）は、4月8日を提出期限とします。
 - 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年4月15日が提出期限となりますのでご留意ください。
- 提出先 前橋市介護保険課指導係 メール：kaigo-jigyo@city.maebashi.gunma.jp
※窓口の混雑が予想されるため、極力メールでのご提出にご協力をお願いいたします。
- 加算に関する問い合わせ等について
 - 厚生労働省が公開している関連資料を十分ご確認の上、メールでお問い合わせください。
 - 質問内容により個別回答又は市ホームページ等での回答を予定しています。
※回答までに時間を要することがありますので、あらかじめご容赦ください。
- 留意事項
 - 届出書の提出後に、今後示される厚生労働省の通知等により、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
 - 令和6年5月以降に新たに加算等を算定する場合又は加算等の内容が変わる場合の届出については、通常どおり（下表及び次ページ表参照）ですのでご注意ください。
 - 加算を算定する場合は、利用者等にその旨を説明し、同意を得るようにしてください。

サービスの種類	提出期限
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、第1号訪問事業、第1号通所事業	加算等の算定を開始する月の前月15日まで

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

加算等の算定を開始する月の初日まで